

# Weekly コラム

令和4年8月16日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## インボイス発行事業者登録の 経過措置期間を6年延長！

### 2022年度税制改正

2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書保存方式(インボイス制度)が導入され、すでに2021年10月からインボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」になるための登録申請が開始されています。

免税事業者が2023年10月1日の属する課税期間中に登録を受けた場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられており、経過措置期間以外ではインボイス発行事業者の登録は受けられません。

2022年度税制改正において、この経過措置期間が2023年10月1日から2029年9月30日まで6年間延長されます。

これに伴い、この経過措置期間中はインボイスの登録申請書の提出のみで登録手続きが完了するので、課税選択届出書の提出は不要となります。

インボイス発行事業者の登録を受けた場合は、登録日から課税事業者となり、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

経過措置の適用で免税事業者がインボイス発行事業者(課税事業者)になった場合、改正前は、登録開始日から2年間は免税事業者になれませんが、改正後は、登録日が2023年10月1日の属する課税期間中である事業

者以外は、その登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年間は事業者免税点制度を適用しません。

また、インボイス制度開始後の一定期間は、免税事業者からの仕入れ税額相当額の一定割合を控除できる経過措置(2023年10月から2026年9月末は仕入税額相当額の80%、2026年10月から2029年9月末は仕入税額相当額の50%)があります。

適用要件として、免税事業者から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存がありますが、改正後は、区分記載請求書の電子データでの提供を受けて保存する場合も認められます。

なお、調整対象固定資産(税抜100万円以上の棚卸以外の資産)取得時については、登録日が2023年10月1日の属する課税期間か否かに関係なく、改正前と同様、対象外になりますので、該当されます方はご確認ください。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。